

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は上場会社としてコーポレート・ガバナンスにおける下記の5つの基本原則を尊重し、経営チェック機能の充実とコンプライアンス(法令順守)の徹底を図りながら、的確で迅速な経営判断と適時・適切な職務執行により企業価値の持続的成長とその最大化を図ります。

1. 株主の権利の保護及び平等性の確保
2. ステークホルダー(株主以外の利害関係者)との円滑な関係の構築
3. 従業員が働きやすい環境の整備
4. 適時適切なディスクロージャー(情報開示)と透明性の保証
5. 取締役会・監査役会の経営監督の充実と株主に対するアカウンタビリティ(説明責任)の確保

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社長谷川藤太郎商店	16,034,712	37.54
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	8,497,511	19.89
公益財団法人長谷川留学生奨学財団	2,000,000	4.68
長谷川香料従業員持株会	1,269,124	2.97
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT	934,500	2.18
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス	729,500	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	546,500	1.27
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	484,800	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	392,100	0.91
エスジーエスエス/エスジービーティー ルクス	350,609	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小栗 昭一郎	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小栗 昭一郎	○	——	経営者としての豊富な経験と知識を当社の経営における意思決定及び監督機能の強化に活かしていただくべく社外取締役に選任しております。同氏との間取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努めております。

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は会計監査人からは監査計画概要の説明と監査実施結果の報告を年1回ずつ受けております。また、会計監査人の監査実施期間中に随時面談し、情報・意見交換を行っております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

常勤監査役と内部監査部門である監査室は毎月1回のミーティングを実施し、内部監査計画の打合せ、内部監査実施状況の聴取、情報交換等を行っております。また、常勤監査役は監査室による代表取締役社長への内部監査報告時には毎回出席しております。なお、これらの内容は、原則として月1回開催される監査役会において常勤監査役より社外監査役に報告されており、社外監査役からの指摘・意見等は、常勤監査役を通じて監査室に報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川 信明	弁護士										○			
加瀬 兼司	公認会計士													
大門 進吾	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 信明	○	当社は、同氏がパートナーを務める小川・友野法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当該顧問契約は個人との契約ではなく、また、同氏は当社の業務に携わっていないため、当社から役員報酬以外に金銭等を受け取っておりません。よって、同氏との間に直接の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。	弁護士としての専門知識並びに豊富な経験を当社の監査機能の強化に活かしていただくべく社外監査役に選任しております。また、同氏がパートナーを務める小川・友野法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、同氏との間に取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
加瀬 兼司	○	——	公認会計士の資格を有しており、これまで培ってこられた経理、財務の知識・経験を当社の監査機能の強化に活かしていただくべく社外監査役に選任しております。また、同氏との間に取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定して

			おります。
大門 進吾	○	――	企業経営に関する豊富な知識と経験を当社の監査機能の強化に活かしていただくべく社外監査役に選任しております。また、同氏との間に取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社は取締役の報酬につきましては、委任契約の報酬、提供する労務の対価と捉えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

平成26年9月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等は次のとおりであります。
取締役(7名)434百万円
監査役(5名)56百万円
(注)監査役の支給額には、平成25年12月19日に退任した1名の監査役の当事業年度に係る役員報酬が含まれております。また、社外監査役3名に対する支給額12百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。
監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては経理・財務部担当役員及び取締役会事務局担当役員より、社外監査役に対しては原則として月1回開催される監査役会において常勤監査役より、戦略会議他、主要な会議の結果報告、取締役会付議議案の事前説明等の対応を行っております。

また、社外取締役は、取締役会への出席等を通じ、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、各監査と連携した監督機能を果たしております。また、監査室、経営企画部、総務部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会において社外取締役に対し内部統制等の実施状況について報告しております。

社外監査役は、常勤監査役と連携して、内部監査及び内部統制を所管する部署との情報交換を通じて、監査の実効性を高めております。常勤監査役と内部監査部門である監査室は毎月1回のミーティングを実施し、内部監査計画の打合せ、内部監査実施状況の聴取、情報交換等を行っております。また、常勤監査役は監査室による代表取締役社長への内部監査報告時には毎回出席しております。これらの内容は、原則として月1回開催される監査役会において常勤監査役より社外監査役に報告されており、社外監査役からの指摘・意見等は、常勤監査役を通じて監査室に報告されております。更に、監査室、経営企画部、総務部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会、監査役会において社外監査役に対して内部統制等の実施状況について報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行機関

当社の取締役会は、現在、社外取締役1名を含む7名の取締役で構成され、原則として定例取締役会を月1回開催し、緊急を要する場合は、臨時取締役会を適時開催する体制となっております。また、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築しております。

（2）監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役4名のうち3名を社外監査役としております。監査役は取締役会などの重要な会議に出席し、更に常勤監査役は戦略会議他、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告するなど、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実に努めております。社外監査役との関係においては、社外監査役小川信明氏がパートナーを務める小川・友野法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、社外監査役との間に取引及び人的関係等の利害関係はありません。

なお、常勤監査役片岡康二氏及び社外監査役加瀬兼司氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役片岡康二氏は長年にわたる金融機関での業務経験を有しております。また、当社中国子会社において総経理として経営全般に携わってまいりました。

・社外監査役加瀬兼司氏は公認会計士の資格を有しております。

また、監査役、内部監査部門及び会計監査人は情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努めております。

（3）内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の監査室（人員4名）が社内各部署に対して、適正な業務が行われているかどうかの監査を監査計画に従って実施する他、金融商品取引法の内部統制報告制度に対応し、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長に報告する体制となっております。

また、監査室、経営企画部、総務部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会、監査役会において内部統制等の実施状況について報告しております。

（4）リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては社内諸規程を整備するとともに関連部署を中心としてリスクの分析・管理、対応策の検討を行っておりますが、全社的な対応が必要なものにつきましてはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、環境安全委員会、安全衛生委員会等の関連部署の横断的な組織を設置し、定期的な活動を実施しております。

また、当社は「食の安全性」に関わるメーカーとして、品質保証部を代表取締役社長直轄とし、品質保証体制の充実に心がけております。

（5）会計監査の状況

当社の会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査は有限責任監査法人トーマツが行っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は茂木浩之、京嶋清兵衛であり、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他5名であります。

平成26年9月期における当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対する報酬は、監査証明業務に基づく報酬36百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役は、取締役会において、専門知識や経営に関する経験等に基づき、中立・公正な立場から助言・提言等を行うことを通じて当社の経営を監督する機能・役割を担っております。また、社外監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、中立・公正な立場から専門知識や経営に関する経験等を活かした助言・提言等を行い、取締役の職務執行の状況を監査・監督する機能・役割を担っております。

当社は、上記の機能・役割を担う社外取締役及び社外監査役をそれぞれ選任し、独立した立場から業務執行の監督と監査を行うことにより経営のチェック機能の強化を図っており、この体制が経営監視面において十分に機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期並びに本決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、決算の概要、事業の概要、中・長期戦略等につきまして説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに掲載しておりますIR資料は決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、ファクトブック(過去5期分の決算関連データ集)等であり、URLは http://www.t-hasegawa.co.jp/ であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は取締役兼副社長執行役員 海野 隆雄、IR担当部署は経営企画部、IR事務連絡責任者は経営企画部長 中村 稔であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範にステークホルダーの立場の尊重につきまして定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	専門部署たる環境保安部の他、関連部署による横断的な組織であるコンプライアンス委員会、環境安全委員会、安全衛生委員会等を設置し、定期的な活動を実施しております。また、平成14年より環境報告書を年1回作成し、ホームページにて公開しております。
その他	(女性の活躍の方針・取組に関して) 当社では、女性の活用推進の一環として、女性の管理職への登用を積極的に行っております。また、OJT及び各種研修を通じて多くの女性社員の育成、定着を図っております。更に、仕事と育児の両立を目指す社員を支援する制度や環境の整備を行うなど、女性にとって働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定め、それを全役員及び全従業員に周知徹底する。
(2) 違法行為の発生を未然に防ぎ、あるいは潜在する違法行為の放置、隠蔽を防ぎ、また、違法行為があったときは、その実態を早急に把握し、対策を協議し、是正していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置し、社内に違法行為がないか定期的に調査する。また、違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。
(3) 全役員及び全従業員に対し、その職務の執行に係る法令等に関する研修・教育の実施等により、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努める。
(4) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を適正に評価する体制を構築する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書および記録管理規程を定める。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社グループは、「食の安全性」に関わるメーカーとして、品質保証理念をもって、安全性を第一に、顧客に満足いただける品質の製品の供給に努める。そのため当社は、代表取締役社長直轄の品質保証部を中心として、研究開発、原材料調達、生産、販売を含めた総合的な品質保証体制を構築する。また、子会社と連携して品質保証体制の改善を推進するとともに、関係会社管理規程に基づく子会社への品質監査を通じて、当社グループ全体の品質保証体制の充実を図る。
(2) リスク管理体制については、社内規程を整備し関連部署を中心にリスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
(3) 全社的あるいは当社グループとして対応が必要なリスクについては、関連部署あるいはグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置し、リスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
(4) 不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及びその下位規程である事業継続要領を定め、当社の全役員及び全従業員に周知徹底する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、中期3ヵ年経営計画(連結)を定め、会社として達成すべき目標を明確にする。
(2) 当社は、定例取締役会を原則として月1回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催する。
(3) 当社は、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、当社グループの経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築する。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1) 当社は、関係会社管理規程を設け、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。子会社管理担当部署は、子会社の管理体制を適切に構築し、運用する。
(2) 当社の代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議において、原則として月1回、子会社の取締役等(会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める取締役等をいう。以下同じ。)が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について報告する。
(3) 関係会社管理規程において、当社取締役会での承認が必要な承認事項、戦略会議への報告が必要な協議事項、報告事項を定め、適切に運用する。また、子会社管理担当執行役員は、子会社において、被災、事故、係争・紛争事件等、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事象が生じた、もしくは生じると予測される場合は、速やかに経緯、状況等を戦略会議に報告する。
6. 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社の企業行動規範とコンプライアンス規程を子会社にも適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。また、当社子会社において違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。
(2) 当社の内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施する。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき社員を求めた場合には、必要な体制を構築し、人員を配置する。
8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。
(2) 監査役を補助すべき社員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生した、あるいは発生するおそれがあるとき、取締役又は従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
10. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
(1) 当社グループの全役員及び全従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
(2) 当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループ各社における役職員からの内部通報の状況を確認し、その状況につき、当社のコンプライアンス委員会において定期的に当社監査役に対して報告する。
(3) 当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
(4) 当社グループの全役員及び全従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社は、相談者・通報者を保護し、一切不当な取扱いを行わないことをコンプライアンス規程に明記し、当社グループの全役員及び全従業員に周知徹底する。
(2) 相談・通報を受けた窓口の担当者は、相談・通報の内容を関係者(前号に基づいて報告を受けるべき者を含む。)以外に伝達しない旨の守秘義務を負うとともに、相談者・通報者の希望があれば、所属部署、氏名、連絡先を会社に報告しないことを遵守する。
12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、

当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(2) 監査役会が独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 役員と社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査役は取締役会などの重要な会議に出席する。常勤監査役は戦略会議ほか、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告し、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図る。
- (3) 監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。

14. 反社会的勢力排除のための体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるものとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるものとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 当社の基本方針

当社は、全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定めております。

企業行動規範には、法令等の順守の他、第三者の権利の尊重、インサイダー取引の禁止、社内情報の取り扱い等に関する事項が定められ、当社の全役員及び全従業員に対し周知徹底し、本規範に基づき行動することを義務づけております。

また、当社グループ会社におきましても、当社の企業行動規範及びコンプライアンス規程を適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築しております。

適時開示につきましては、内部情報管理およびインサイダー取引規制に関する規程において、具体的な会社情報の管理・開示体制を定め、当社の全役員及び全従業員に対し周知徹底し、投資者の判断に影響を与える重要な会社情報につきましては、有価証券上場規程等に従い、適時適切な開示を行うよう務めております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 会社情報の収集及び管理体制

当社は、取締役会規程に明記された事項及び法令または定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項は、取締役会に付議しなければならない旨定めております。当社の取締役会は取締役7名全員で構成され、原則として定例取締役会を月1回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催しております。

また、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要場合は臨時開催し、経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築しております。

なお、当社の情報開示担当役員は取締役会及び戦略会議のメンバーであるため、投資者の判断に影響をもたらす重要な案件についても初期の段階から情報を把握しており、情報管理部署に情報が迅速に伝達される仕組みとなっております。

また、社内各部署及び当社グループ会社において重要事実を把握した場合は、予め内部情報管理およびインサイダー取引規制に関する規程に定められた情報管理責任者である関連部署長が厳重管理し、関連部署長、担当執行役員あるいは総務部長により戦略会議に報告され、必要に応じて取締役会に付議されております。

その他、社内通報制度や関連部署の横断的な組織であるコンプライアンス委員会の設置により、情報の網羅的な収集に努めております。

(2) 会社情報の適時開示体制

適時開示が必要な会社情報につきましては、取締役会もしくは戦略会議で公表の具体的時期及び方法について決定し、代表取締役、情報開示担当役員または総務部長が適時開示を行うこととなっております。但し、緊急の場合は戦略会議を経由せず、代表取締役が公表の時期及び方法を決定し、迅速な情報開示を行います。

3. 監査・監督体制

適時開示のプロセスを含めた当社の経営意思決定及び業務遂行に係る監督・監査体制につきましては以下の通りです。

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役4名のうち3名を社外監査役としております。

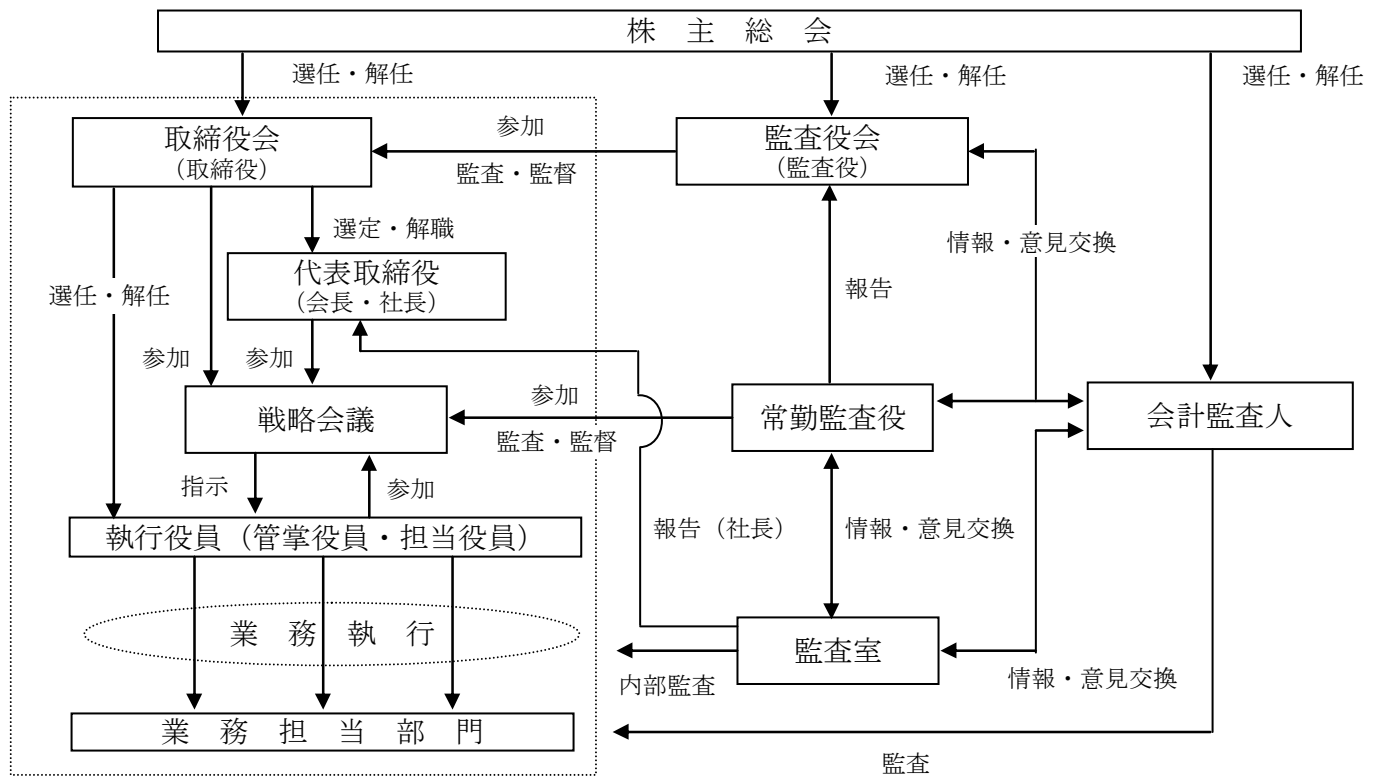
監査役は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、会計監査人から監査計画概要の説明と監査実施結果の報告を年1回ずつ受けると共に、会計監査人の監査実施期間中には随時面談し、情報・意見交換を行っております。

更に常勤監査役は戦略会議他、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告するなど、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実に努めております。

内部統制の仕組みにつきましては、代表取締役社長直轄の監査室が社内各部署に対して、適正な業務が行われているかどうかの監査を監査計画に従って実施する他、金融商品取引法の内部統制報告制度に対応し、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長に報告する体制となっております。また、監査室、経営企画部、総務部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会、監査役会において内部統制等の実施状況について報告しております。

なお、監査役、監査室及び会計監査人は情報交換、意見交換を行うなどの連携を強化し、監査機能の向上に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

